

○大阪狭山市下水道事業経営審議会規則

令和3年12月22日

規則第42号

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪狭山市附属機関設置条例（平成25年大阪狭山市条例第6号）の規定に基づき、大阪狭山市下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査又は審議するものとする。

- (1) 公共下水道事業の経営に関すること。
- (2) 市長からの諮問に関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、公共下水道事業について市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、水政策部において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 委員委嘱後最初の審議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則 (令和6年3月31日規則第15号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年11月1日から施行する。